

広報いばせき

洗車タオル・ロール紙は組合へ

平成24年度第3号

LED証明レンタルは組合へ

平成24年12月10日発行

《地下タンク予算について》

消防法により平成25年2月1日以降に義務付け対象となる地下タンクのFRPライニング・電気防食・高精度油面計設置工事を行う場合の現時点での制度設計(案)が下記のとおり予算措置が講じられましたのでお知らせ致します。

事業名・予算	地下タンク環境保全対策緊急促進事業・87.4億円
申請資格・補助率	中小企業(供給不安地域は大企業も可)・2/3
申請手続き	① 事前申請：平成25年1月～平成25年3月末 ② 本申請：平成25年4月～平成25年12月末 (補助金申請は先着順、予算がなくなり次第終了)
対象地下タンク	平成25年2月1日以後に規制対象となる地下タンク (消防法義務付け期限の到来日にかかわらず申し込み可)
工事完了期限	平成26年3月末

※現時点での案ですので変更の可能性があり得ます。詳細が決まり次第再度お知らせ致します。

《「緊急時石油製品供給安定化対策事業」の実施について》

標記事業につきましては石油製品の安定供給を担う給油所の災害対応能力強化の為に平成24年度の新規事業として、次の3つの事業を行います。

① 災害行動計画書の策定（供給上重要施設等の調査）

組合員が災害等緊急時において緊急車両をはじめ、地域住民に対して石油製品の安定供給を確保するために、その地域の最適な行動計画書を作成する。又マニュアルを作成し事業終了時に全組合員に配布する予定です。

② 災害時対応研修会の開催

災害発生時におけるSS店頭混乱防止策をはじめ、行動指針等について説明し、災害時の対応等に係る講義及び研修を実施する。

③ 災害時対応訓練の開催

災害を想定し、SS等において実際に自家発電機を起動させて災害発生時の対応に関する実地訓練を行います。行動計画書の参考とする為、組合員の皆様へアンケートを実施することとなり、平成25年1月中旬頃までに発送致しますのでご協力をお願い致します。又、今年度は全国一律で行う為、研修会・訓練につきましては中核給油所等の事業者、組合役員の希望者のみとさせていただきます。

《軽油と重油の新しい還付制度が始まります》

(農林漁業用軽油制度・海運用燃油制度)

平成24年10月から石油石炭税に温暖化対策税が250円/kl増税され(26年4月からは500円/kl、28年4月からは760円/kl)特定の用途に供した場合、その増税分が還付対象となりました。

※詳細につきましては、石油組合のホームページ(<http://www.ibaseki.or.jp/>)をご覧ください。なお、ご不明な点につきましては石油組合事務局(担当：笹沼)までお問合せ下さい。

《平成24年度環境対応型補助事業(地下タンク等漏洩検査)》

平成24年度環境対応型補助事業(地下タンク等漏洩検査)の申請を受付中(12月25日石油組合必着)です。補助率は検査費用の1/3です。ご不明な点がございましたら、石油組合事務局(担当：笹沼)までご連絡下さい。

※詳細につきましては、石油組合のホームページ(<http://www.ibaseki.or.jp/>)をご覧ください。